

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、丸亀市飯山町土地改良区が土地改良事業（集落営農推進生産基盤整備事業（農道改修事業）苗代池地区）を行うことについて平成30年10月12日認可した。

平成30年10月19日

香川県知事 浜 田 恵 造